

## 「堆肥等の利用拡大」における交付の条件

個票番号1の「堆肥等の利用拡大」において、堆肥等散布事業者を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

### 1 堆肥等散布に係る料金

堆肥等散布に係る料金は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 堆肥等散布事業者が、本要領の施行日時時点で設定していた料金以下であることを証明できること。
- (2) 地域内で提供されている他の堆肥等の散布に係る料金と比較して、同等の料金であることを証明できること。ただし、地域内で他に堆肥等の散布のサービスが提供されていない場合は、近隣地域の料金と比較するものとする。

### 2 農業者が負担する金額

堆肥等の散布に対する対価を支払う際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす料金から本交付額を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

## 「国内資源活用肥料の利用拡大」における交付の条件

個票番号2の「国内資源活用肥料の利用拡大」において、対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

### 1 対象肥料の小売価格

対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 対象肥料の小売価格を令和5年6月1日から本要領の施行日までの間に設定したことを証明できること。
- (2) (1)以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。

### 2 農業者が負担する金額

対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

## 個票番号2の国内資源活用肥料の利用拡大の対象肥料一覧

注 下表記載の肥料のほか、以下の条件を全て満たす肥料は、対象とする。

### 【対象肥料の条件】

- ・ペレットなど粒状に成形されているもの。
- ・令和5年6月1日から令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、令和6年3月末日までに納品するもの。

No.	肥料名	容量	内容	備考
1	醗酵ケイフン（富士見）15 kg	15kg		
2	醗酵ケイフン細粒（富士見）15 kg	15kg		
3	ペレットン 15 kg	15kg		
4	大粒ペレットけいふん 15 kg	15kg		
5	ペレットけいふん特 15 kg	15kg		
6	発酵けいふん（トマル）15 kg	15kg		
7	とん太くん・つぶっこ（醗酵豚ふん堆肥）15 kg	15kg		
8	べこの堆肥（醗酵牛糞）15 kg	15kg		
9	牛ふん堆肥ペレット 15 kg	15kg		
10	ペレットけいふん特 250 kgフレコン	250kg		
11	大粒ペレットけいふん 250 kgフレコン	250kg		
12	発酵ケイフン	15kg		
13	醗酵ケイフンペレット	15kg		
14	発酵ペレットケイフン	15kg		
15	フジミペレット 731	15kg		
16	ペレットケイフン	15kg		
17	ペレット鶏ふん	15kg		
18	ペレットけいふん	15kg		
19	大粒ペレットケイフン	15kg		
20	富士高原有機ペレット	500kg		

※ 加除修正があった場合は、随時ホームページで一覧を更新する。

## 「国内資源活用肥料の利用拡大」における交付の条件

個票番号3の「国内資源活用肥料の利用拡大」において、対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

### 1 対象肥料の小売価格

対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。

- (1) 対象肥料の小売価格を令和5年6月1日から本要領の施行日までの間に設定したことを証明できること。
- (2) (1)以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。

### 2 農業者が負担する金額

対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

## 個票番号3の国内資源活用肥料の利用拡大の対象肥料一覧

注 下表記載の肥料のほか、以下の条件を全て満たす肥料は、対象とする。

### 【対象肥料の条件】

- ・ペレットなど粒状に成形されているもの。
- ・令和5年6月1日から令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、令和6年3月末日までに納品するもの。

No.	肥料名	容量	内容	備考
1	イセグリーン	15kg		
2	けんしん有機 2、3	15kg		
3	油かすペレット 4	15kg		
4	汚泥発酵肥料	15kg		
5	鶏糞ペレット	15kg		
6	けんしんゆうきⅢ500	500kg		
7	とんぷん	15kg		
8	菜種ミール	20kg		
9	バイオノ有機	20kg		
10	醗酵ケイフン	15kg		
11	発酵けいふん 完熟の森	15kg		
12	醗酵ケイフン（ペレット）	15kg		
13	発酵鶏糞ペレット	15kg		
14	ペレット鶏ふん	15kg		
15	ペレットけいふん	15kg		
16	ボカシ大王エコS	15kg		
17	野菜倶楽部	20kg		
18	粒状とんぷん	15kg		
19	汚泥醗酵肥料	15kg		

※ 加除修正があった場合は、随時ホームページで一覧を更新する。

## 「低成分肥料の利用拡大」における交付の条件

個票番号4の「低成分肥料の利用拡大」において、対象肥料の販売を行う事業者（以下「対象事業者」という。）を交付対象者とする場合は、次に掲げる1及び2の条件を満たさなければならない。

- 1 対象肥料の小売価格対象事業者が設定した対象肥料の小売価格（以下「対象肥料の小売価格」という。）が、次に掲げる条件のいずれかを満たすものであること。
  - (1) 対象肥料の小売価格を令和5年6月1日から本要領の施行日までの間に設定したことを証明できること。
  - (2) (1)以外であって、対象肥料の小売価格の適正性を当該肥料の卸売価格が分かる書類をもって証明できること。
- 2 農業者が負担する金額対象肥料を購入する際に農業者が負担する金額が、1の条件を満たす対象肥料の価格から交付単価である100円/20kg分を控除した金額以下であることを、領収書又は請求書で確認できること。

### 個票番号4の国内資源活用肥料の利用拡大の対象肥料一覧

注 下表記載の肥料のほか、以下の条件を全て満たす肥料は、対象とする。

#### 【対象肥料の条件】

- ・肥料の5割低減栽培への活用が見込まれるもの（窒素の化学合成成分が保証成分の5割以下のものに限る。）
- ・令和5年6月1日から令和6年1月末日までに売買契約を締結した又は締結することが確実なものであって、令和6年3月末日までに納品するもの。

No.	肥料名	容量	内容	備考
1	越後の輝き 有機 50 スーパー元肥 20 kg	20kg		
2	越後の輝き 有機 50 元肥エコ（朝日） 20 kg	20kg		
3	越後の輝き 有機 50 元肥エコ（朝日） 200 kgフレコン	200kg		
4	アグレット	20kg		
5	越後の輝き 50 元肥	20kg		
6	越後の輝き有機スーパー元肥	20kg		
7	有機アグレット 816	20kg		
8	有機アグレット 816 特号	20kg		
9	有機アグレット 666	20kg		
10	ボカシ大王エコ S	15kg		

※ 加除修正があった場合は、随時ホームページで一覧を更新する。